

第4管理期間 知事管理量に係る採捕の種類別又は海域別の数量

【平成30年11月21日公表】

北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐる」の計画において、「大型魚の留保数量の漁獲状況に応じた利用」と「大型魚の採捕の種類別及び海域別の割当量の移譲」について、関係漁業者等を構成員とする数量を管理する委員会において調整・協議が整った場合は、その内容を公表するとしており、当該数量は以下のとおりです。

●留保数量

資源の種類	留保数量	今回 利用数量	利用後の 留保数量
大型魚	16.0トン	9.2トン	6.8トン

●採捕の種類別の割当量

採捕の種類	資源の種類	割当量	
		10/23公表	今回公表
定置網漁業 を除く採捕	小型魚	0トン	0トン
	大型魚	122.6トン	131.8トン
定置網漁業 による採捕	小型魚	0トン	0トン
	大型魚	69.8トン	69.8トン

(注) 定置網漁業とは、定置漁業、底建網漁業、小型定置網漁業をいう。

●大型魚の海域別の割当量

採捕の種類	海 域	割当量	
		10/23公表	今回公表
定置網漁業 を除く採捕	1 渡島総合振興局管内沖合海域（久遠郡・二海郡両郡界から二海郡・爾志両郡界に至る間を除く。）	112.6トン	121.8トン
	2 全道沖合海域（1の海域を除く。）	10.0トン	10.0トン
定置網漁業 による採捕	3 渡島総合振興局管内沖合海域（函館市・茅部郡界から函館市・銚子町・同市古部町界に至る間に限る。） ※ 南かやべ漁業協同組合地先水面	40.9トン	37.8トン
	4 渡島総合振興局管内沖合海域（3及び久遠郡・二海郡両郡界から二海郡・爾志両郡界に至る間を除く。）	18.4トン	21.5トン
	5 全道沖合海域（3及び4の海域を除く。）	10.5トン	10.5トン